

第1465号

AFN-1465

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2023年 5/22 (月)

『R5年度税制改正納税環境整備 電子帳簿保存制度見直し(1)』

納税者の負担軽減や電子化を図るため、今年度も各種要件が見直される。

【優良電子帳簿の範囲の見直し】過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲は、以下の通り。○仕訳帳○勘定元帳○以下の事項の記載に係る帳簿[手形上の債権債務、売掛金等の債権、買掛金等の債務、有価証券、減価償却資産、繰延資産、売上等の収入、仕入れその他経費又は費用]【スキャナ保存の要件廃止及び緩和】○解像度、諧調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止 ○記録事項の入力者等に関する情報の確認要件を廃止 ○相互関連性要件を契約書・領収書等の重要書類に限定【検索機能確保等の要件を満たさない保存を容認】1) 電子取引に係る電磁的記録の保存制度について、ダウンロードの求めに対応できる場合に検索要件のすべてを不要とする措置で、以下の保存義務者を対象に追加。○判定期間の売上高 \leq 5千万円 ○整然・明瞭な出力書面の提示・提出の求めに対応可能 2) 電磁的記録を要件通り保存できなかったことに「相当の理由」があると認め、かつ、書面の提示・提出及びダウンロードの求めに対応できる場合には、検索要件等を不要とし、電子データを保存したうえでの紙出力保存が容認される。

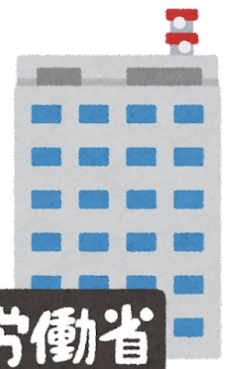


『今年度の労働保険の年度更新 厚生労働省が計算支援ツール公開』

年度の途中で雇用保険料率が変わった関係で、今年度の労働保険料の申告は通常よりも複雑化している。上半期と下半期で保険料率が異なるため、雇用保険料の計算にあたっては上半期と下半期でそれぞれ集計せざるを得ず、通期で計算が可能だった前年度より煩雑になる。

厚生労働省は令和4年度の確定保険料の年度更新申告書計算支援ツールを公開した。継続事業用、雇用保険用、建設事業用のそれぞれがエクセルファイルで公開されている。今年度の申告は適用事業の種類によって異なる。一元適用事業及び二元適用事業(雇用保険)の場合は、保険料の算定基礎額と保険料額を前述のように4月1日から9月30日までの上半期と10月1日から翌年3月31日までの下半期にわけて算出することになる。二元適用事業(労災保険)については、年度途中の料率変更はないので例年通りの計算方法で問題ない。今年の年度更新期間は6月1日から7月10日までとなる。集計様式も変更となっているので、実務担当者は早めに対応し、間違いがないようにしたい。

なお、令和5年度の年度更新では、年度更新申告書と確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表の様式を変更しているので確認が必要だ。



厚生労働省

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com